

群馬県森林整備事業標準仕様書

制 定	平成19年10月	1日
一部改正	平成20年	3月26日
一部改正	平成21年	3月23日
一部改正	平成22年	9月27日
一部改正	平成23年	3月25日
一部改正	平成31年	4月1日
一部改正	令和2年	4月1日
一部改正	令和3年	4月1日
一部改正	令和4年	5月1日
一部改正	令和5年	4月1日
一部改正	令和7年	1月1日
一部改正	令和7年	4月1日

森 林 保 全 課

群馬県森林整備事業標準仕様書

目 次

第 1 章 総 則

第 1 節 総 則

- 1－1－1 適 用
- 1－1－2 用語の定義
- 1－1－3 設計図書の照査等
- 1－1－4 施業計画書
- 1－1－5 監督員
- 1－1－6 監督員による検査及び立会等
- 1－1－7 事業の着手
- 1－1－8 事業の下請負
- 1－1－9 受注者相互の協力
- 1－1－10 調査・試験に対する協力
- 1－1－11 事業の一時中止
- 1－1－12 設計図書の変更
- 1－1－13 事業期間の変更
- 1－1－14 数量の算出及び完成図
- 1－1－15 完成図書の納品
- 1－1－16 完成検査
- 1－1－17 既済部分検査等
- 1－1－18 施業管理
- 1－1－19 履行報告
- 1－1－20 関係者に対する措置請求
- 1－1－21 事業の安全確保
- 1－1－22 火災の防止
- 1－1－23 後片付け
- 1－1－24 事故報告書
- 1－1－25 文化財の保護
- 1－1－26 交通安全管理
- 1－1－27 施設管理
- 1－1－28 諸法令の遵守
- 1－1－29 官公庁等への手続等
- 1－1－30 測量
- 1－1－31 不可抗力による損害
- 1－1－32 特許権等
- 1－1－33 保険の付保及び事故の補償
- 1－1－34 臨機の措置
- 1－1－35 提出書類
- 1－1－36 創意工夫

第2章 材 料

第1節 事業用材料

- 2-1-1 規格及び品質の検査
- 2-1-2 苗木（山行苗木・肥料木）
- 2-1-3 土壌等
- 2-1-4 肥料等
- 2-1-5 その他の材料

第3章 施業種別施業管理

第1節 地拵え

- 3-1-1 刈払い及び伐倒
- 3-1-2 巻たて及び整理

第2節 植 栽

- 3-2-1 地拵えの確認
- 3-2-2 苗木の運搬及び仮植
- 3-2-3 植 栽
- 3-2-4 施 肥
- 3-2-5 追 肥
- 3-2-6 補 植
- 3-2-7 枯補償

第3節 保 育

- 3-3-1 下 刈
- 3-3-2 寒伏せ、寒起し
- 3-3-3 雪起し
- 3-3-4 つる切
- 3-3-5 獣害防止
- 3-3-6 伐倒木（残存木）の選木
- 3-3-7 伐 倒
- 3-3-8 除 伐
- 3-3-9 本数調整伐
- 3-3-10 受光伐
- 3-3-11 枝落し

第4節 柵工及び筋工

- 3-4-1 共 通
- 3-4-2 編柵工
- 3-4-3 木柵及び丸太柵工
- 3-4-4 丸太筋工

第5節 作業道及び歩道

- 3-5-1 共 通

第4章 単独公共事業の森林整備

第1節 施業種別施業管理

- 4-1-1 除 伐
- 4-1-2 刈払い
- 4-1-3 枝切り
- 4-1-4 マツクイムシ駆除
- 4-1-5 ゴミ収集
- 4-1-6 除 地

森林整備事業確認標準事項

表 1-1-6 (第1章1-1-6 関係)

車両制限令(一般的制限値)

表 1-1-26 (第1章1-1-26 関係)

様 式

事業打合せ書

様式第1号(第1章1-1-2 関係)

段階確認表

様式第2号(第1章1-1-6 関係)

安全訓練の実施状況報告書

様式第3号(第1章1-1-21 関係)

事故報告書

様式第4号(第1章1-1-24 関係)

道路安全標識設置報告書

様式第5号(第1章1-1-26 関係)

創意工夫・地域貢献 実施状況報告書

様式第6号(第1章1-1-36 関係)

施業計画書作成例(第1章1-1-4 関係)

第 1 章 総 則

第 1 節 総 則

1-1-1 適 用

1. 群馬県森林整備事業標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)は、群馬県が実施する治山事業における森林整備事業(以下「事業」という。)に係る、森林整備事業請負契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 受注者は、標準仕様書の適用にあたっては、「群馬県森林整備事業の監督に関する要綱(以下「監督要綱」という。)」及び「群馬県森林整備事業検査要綱(以下「検査要綱」という。)」に従った監督・検査体制のもとで、請負契約の原則に基づき信義に従って誠実に請負契約を履行するために施業管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査(完成検査、既済部分検査)にあたっては、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 15 に基づくものであることを認識しなければならない。
3. 契約図書に添付されている図面、特記仕様書及び数量計算表に記載された事項は、この標準仕様書に優先する。
4. 特記仕様書、図面、数量計算表の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、請負者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
5. 設計図書は、SI単位を使用するものとする。SI単位については、SI単位と非SI単位が併記されている場合は()内を非SI単位とする。

1-1-2 用語の定義

1. 本標準仕様書で規定されている監督員とは、「監督要綱」に定める監督業務を担当し、請負者に対する指示、承諾又は協議の処理、事業実施のための詳細図等の作成および交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、又、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、材料の確認を行い、関連事業の調整、設計図書の変更、一時中止または打ち切りの必要があると認める場合における所属長への報告を行う者をいう。
2. 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
3. 設計図書とは、仕様書、図面、施業に関する施業種・設計数量および規格を示した書類、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
4. 仕様書とは、各事業に共通する標準仕様書と事業ごとに規定される特記仕様書を総称している。
5. 標準仕様書とは、各事業の作業順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施業方法等、施業するうえで必要な技術的要求、内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
6. 特記仕様書とは、標準仕様書を補足し、事業に関する明細又は固有の技術的要求を定める図書をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が請負者に指示した書面及び請負者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。

7. 現場説明書とは、入札に参加するものに対して発注者が当該契約の条件等を説明するための書類をいう。
8. 質問回答書とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
9. 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図等をいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び請負者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。
10. 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、事業の実施上必要な事項について書面(様式第1号)をもって示し、実施させることをいう。
11. 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面(様式第1号)により同意することをいう。
12. 協議とは、書面(様式第1号)により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
13. 提出とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し事業に係わる書面又はその他の資料を差し出し、説明することをいう。
14. 提示とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者又は監督員に対し事業に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
15. 報告とは、受注者が監督員に対し、事業の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。
16. 通知とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、事業の実施に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
17. 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
 - (2) 軽易で誤解を生じる可能性が低い連絡事項については、電話、ファクシミリ又はEメールにより伝達できるものとし、書面による記録を要しない。
 - (3) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。
18. 確認とは、契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
19. 立会とは、設計図書に示された項目において、監督員が臨場し、その内容を確認することをいう。
20. 事業検査とは、検査員が契約書第31条、第37条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
21. 検査員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行うために発注者が定めた者をいう。
22. 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督員の承諾した品質をいう。

なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、請負者の負担とする。

23. 事業期間とは、契約図書に明示した事業を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの間をいう。
24. 開始日とは、始期日または設計図書において規定する始期日をいう。
25. 着手日とは、開始日以降の実際の事業のための準備（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む契約にあつてはそれを含む）の初日をいう。
26. 事業とは、本体事業及び仮設事業、またはそれらの一部をいう。
27. 本体事業とは、設計図書に従って、事業目的を達成するための事業をいう。
28. 仮設事業とは、事業の実施及び完成に必要とされる各種の仮事業をいう。
29. 現場とは、事業を実施する場所及び施業に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
30. SIとは、国際単位系をいう。
31. JIS規格とは、日本産業規格をいう。また、設計図書のJIS製品記号は、JISの国際単位系（SI）移行（以下「新JIS」という。）に伴い、すべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用出来るものとする。

1－1－3 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、標準仕様書、森林整備事業施業管理基準等、市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。
2. 受注者は、施業前及び施業途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施業図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があつた場合は従わなければならない。
3. 受注者は、事業の着手に先立ち、契約条件、現場条件を十分理解するため、事前調査を行うこととする。事前調査には区域内測量（起工測量）を含んでおり、その結果を監督員に通知するものとし、設計書との差異が生じた場合は協議する。
4. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

1－1－4 施業計画書

1. 受注者は、事業着手前に事業の安全に留意した現場管理を実施するため、「施業計画書」を監督員に提出するとともに、施業計画書を遵守し施業に当たらなければならない。
受注者は、施業計画書に次の事項について記載しなければならない。
 - (1) 事業概要
 - (2) 計画工程表
 - (3) 安全管理
 - (4) 緊急時の体制及び対応
 - (5) 立会・段階確認に係わる計画
2. 受注者は、「施業計画書」に記載された内容に重要な変更が生じた場合には、変更施業計画書を監督員に提出しなければならない。

3. 受注者は、施業計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施業計画書を、提出しなければならない。

1-1-5 監督員

1. 当該事業における監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
2. 監督員がその権限を行使するときは、「事業打合せ書」(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示が行われた場合には、後日監督員と請負者の両者が指示内容等を「事業打合せ書」(様式第1号)により確認するものとする。

1-1-6 監督員による検査及び立会等

1. 監督員は、事業が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために必要に応じ、現場に立ち入り、立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
2. 受注者は、監督員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。
3. 監督員による確認及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。
4. 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会を受け、事業用材料検査に合格した場合にあっても、契約書第17条及び第38条に規定する義務を免れないものとする。
5. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
 - (1) 受注者は、「事業確認標準項目表」(表1-1-6)に示す項目について、監督員による確認を受けなければならない。
 - (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる計画(種別、細別、施業予定時期等)を「施業計画書」に記載し、監督員に提出しなければならない。また、受注者は、「施業計画書」に記載された計画に従って、段階確認を受けなければならない。
 - (3) 段階確認は受注者が臨場するものとし、確認した箇所に係わる監督員が押印した「段階確認表」(様式第2号)を、受注者は保管し検査時に提出しなければならない。
 - (4) 受注者は、監督員に完成時不可視になる施業箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
6. 監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、施業管理記録、写真等の資料を整備し、監督員にこれらを提示し確認を受けなければならない。

1-1-7 事業の着手

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める事業期間の始期日以降30日以内に事業に着手しなければならない。

1-1-8 事業の下請負

1. 受注者は、事業の下請負について森林整備事業契約約款第6条に従わなければならない。
2. 受注者は、下請負に付する場合には次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1)受注者が、施業につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2)下請負者が群馬県建設工事入札参加資格者名簿及び群馬県物件等購入契約資格者名簿に登録されている場合は、指名停止期間中でないこと。
- (3)下請負者は、当該事業の下請負施業能力を有すること。

1－1－9 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき近接事業又は関連事業の受注業者と相互に協力し、施業しなければならない。

1－1－10 調査・試験に対する協力

- 1. 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。
- 2. 受注者は、現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。

また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

1－1－11 事業の一時中止

- 1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、事業の全部または一部の施業について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による事業の中断については、「1－1－34 臨機の措置」により、受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1)埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、事業の続行が不適当または不可能となった場合
 - (2)関連する他の事業の進捗が遅れたため事業の続行を不適当と認めた場合
 - (3)事業着手後、環境問題等の発生により事業の続行が不適当または不可能となった場合
- 2. 発注者は、受注者が契約図書に違反または監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、事業の中止内容を請負者に通知し、全部または一部の施業について一時中止させることができるものとする。
- 3. 前1項及び2項の場合において、受注者は施業を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は事業の続行に備え現場を保全しなければならない。

1－1－12 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、受注者に行った作業の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。

1－1－13 事業期間の変更

- 1. 契約書第18条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第40条第2項の規定に基づく事業期間の変更について、契約書第23条の事業期間変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとする。
- 2. 受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行わ

れた場合、第1項に示す事前協議において事業期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに事業期間変更の協議書を監督員に提出しなければならない。

3. 受注者は、契約書第20条に基づく事業の全部もしくは一部の施業が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第21条第2項に定める協議開始の日までに事業期間変更の協議書を監督員に提出するものとする。
4. 受注者は、契約書第21条に基づき事業期間の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において事業期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに事業期間変更の協議書を監督員に提出するものとする。
5. 受注者は、契約書第22条第1項に基づき事業期間の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに事業期間変更の協議書を監督員に提出しなければならない。

1－1－14 数量の算出及び完成図

1. 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
2. 受注者は、出来形測量の結果を基に、設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の規格・数量に対し、「森林整備事業施業管理基準」を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。
なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。
3. 受注者は、設計図書に従って完成図を作成し、監督員に提出しなければならない。

1－1－15 完成図書の納品

1. 受注者は、完成図書として以下の書類を提出しなければならない。
 - (1) 打合せ簿(出来形、品質管理資料を含む)
 - (2) 管理写真
 - (3) 段階確認書
2. 受注者は、完成図書を電子納品する場合は、監督員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。
3. 受注者は、電子納品に際して、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。

1－1－16 事業完成検査

1. 受注者は、契約書第31条の規定に基づき、完成通知書を監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、完成通知書を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1) 設計図書(追加、変更指示も含む。)に示されるすべての事業が完成していること。
 - (2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
 - (3) 設計図書により義務付けられた記録写真、出来形管理資料、関係図及び報告書等の資

料の整備がすべて完了していること。

(4) 契約変更を行う必要が生じた事業においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3. 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、事業目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ

(2) 管理状況に関する書類、記録及び写真等

4. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。

5. 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。

1-1-17 既済部分検査等

1. 受注者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

2. 受注者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

3. 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、事業目的物を対象として出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。

(2) 管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

4. 受注者は、検査員の指示による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。

5. 発注者は、既済部分検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

6. 受注者は、契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1-1-18 施業管理

1. 受注者は、事業の実施にあたっては、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施業管理をしなければならない。

2. 監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、請負者の負担とするものとする。

(1) 初期で作業が定常的になっていない場合

(2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合

(3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合

3. 受注者は、期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

4. 受注者は、施業に際し施業現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施業しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が請負者の過失によるものと認められる場合、請負者自らの負担で原形に復元しなければならない。

5. 受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
6. 受注者は、施業中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに監督員及び関係官公庁へ通知し、その指示を受けるものとする。
7. 受注者は、群馬県が定める「群馬県森林整備事業施業管理基準」により施業管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

なお、「群馬県森林整備事業施業管理基準」に「出来形管理基準及び規格値」が定められていない施業種については、監督員と協議の上、施業管理を行うものとする。
8. 受注者は、使用した資材の品質記録について整理し、監督員に提出しなければならない。

1-1-19 履行報告

受注者は、契約書第11条に基づき、履行状況を所定の様式(群馬県森林整備事業工程管理要領に定める工程報告書)に基づき作成し、監督員に提出しなければならない。

1-1-20 関係者に対する措置請求

1. 発注者は、現場代理人が事業目的物の品質・出来形の確保及び事業期間の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
2. 発注者または監督員は、主任技術者(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)が事業目的物の品質・出来形の確保及び事業期間の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1-1-21 事業の安全確保

1. 受注者は、「群馬県森林整備事業安全施業指針」を参考にして、常に事業の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

ただし、この指針は当該契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
2. 受注者は、豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
3. 受注者は、現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、立入禁止の標示板等を設けなければならない。
4. 受注者は、期間中、安全巡視を行い、事業区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
5. 受注者は、事業着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - (1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2)事業内容等の周知徹底
 - (3)安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4)事業現場における災害対策訓練
 - (5)現場で予想される事故対策
 - (6)その他、安全・訓練等として必要な事項

6. 受注者は、事業の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施業計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。
7. 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況についての概要を記録した「安全訓練の実施状況報告書」(様式第3号)及び使用した資料を保管・整備し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提示しなければならない。
8. 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、事業の安全を確保しなければならない。
9. 受注者は、現場が隣接し又は同一場所において別途事業等がある場合は、受注業者間の安全施業に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による連絡会議を組織するものとする。
10. 監督員が、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
11. 受注者は、事業における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
12. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に通知しなければならない。
13. 受注者は、施業計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施業方法及び施業時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の降雨又は強風時の施工にあたっては、施業種、工程について十分に配慮しなければならない。
14. 受注者は、使用する機械装置の選定、使用等について、設計図書により機械装置が指定されている場合には、これに適合した機械装置を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械装置がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。

1-1-22 火災の防止

1. 受注者は、事業の実施にあたり、刈払いした草木・伐倒した樹木の焼却処理その他火災の原因となるような行為を行ってはならない。
2. 受注者は、火気の使用については、以下の規定によらなければならない。
 - (1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、火災予防のためその火気の使用場所及び消火設備等を記載した計画書を監督員に提出しなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

1-1-23 後片付け

1. 受注者は、事業の実施にあたっては、伐倒木の流出、山腹の崩壊、その他の災害の防止及び自然環境の保全に十分注意しなければならない。
2. 受注者は、事業の全部または一部の完成に際して、一切の請負者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け又は撤去し、現場及び事業にかかる部分を整理し、かつ整

然とした状態にするものとする。

1－1－24 事故報告書

受注者は、施業中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、「事故報告書」(様式第4号及び監督員が指示する様式)を監督員が指示する期日までに、提出しなければならない。

1－1－25 文化財の保護

1. 受注者は、施業に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、事業中に文化財を発見したときは直ちに事業を中止し、監督員に報告し、その指示に従わなければならない。
2. 受注者が、施業に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る事業に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1－1－26 交通安全管理

1. 受注者は、「路上工事等の安全施設設置要領」等に基づき道路案内標識(予告・指示・案内標識)及び、交差道路標識等を設置並びに掲示した場合は、「道路安全標識設置報告書」(様式第5号)を作成し道路占用許可書等の写しを添えて監督員に提示し、完成検査時に提出するものとする。

また、これを変更した場合は変更届を提出するものとする。

2. 受注者は、事業用資材等の運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。
3. 受注者は、車両による用資材及び機械装置等の輸送を伴う事業については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
4. 受注者は、特記仕様書に他の請負者と道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する請負者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
5. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または機械装置等を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
6. 受注者は、施業にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。
7. 受注者は、機械装置、資材等の運搬にあたり「車両制限令」(昭和36年政令第265号)第3条における「一般的制限値」(表1－1－26)を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。
ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

8. 受注者は、道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を監督員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

1－1－27 施設管理

受注者は、現場における公物(各種公益企業施設を含む。)について、施業管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督員と協議できるものとする。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

1－1－28 諸法令の遵守

1. 受注者は、当該事業に関する諸法令を遵守し、事業の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 会計法 | (昭和 22 年法律第 35 号) |
| (2) 下請代金支払遅延等防止法 | (昭和 31 年法律第 120 号) |
| (3) 労働基準法 | (昭和 22 年法律第 49 号) |
| (4) 労働安全衛生法 | (昭和 47 年法律第 57 号) |
| (5) 雇用保険法 | (昭和 49 年法律第 116 号) |
| (6) 労働者災害補償保険法 | (昭和 22 年法律第 50 号) |
| (7) 健康保険法 | (昭和 11 年法律第 70 号) |
| (8) 中小企業退職金共済法 | (昭和 34 年法律第 160 号) |
| (9) 道路交通法 | (昭和 35 年法律第 105 号) |
| (10) 森林法 | (昭和 26 年法律第 249 号) |
| (11) 文化財保護法 | (昭和 25 年法律第 214 号) |
| (12) 電気事業法 | (昭和 39 年法律第 170 号) |
| (13) 農薬取締法 | (昭和 23 年法律第 82 号) |
| (14) 肥料取締法 | (昭和 25 年法律第 127 号) |
| (15) 群馬県林業種苗法施行細則 | (昭和 49 年規則第 63 号) |

2. 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

3. 受注者は、当該事業の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であつたり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督員に報告し、その確認を請求しなければならない。

1－1－29 官公庁等への手続等

1. 受注者は、事業期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2. 受注者は、施業にあたり請負者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。

3. 受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督員に報告しなければならない。

4. 受注者は、諸手続にかかる許可、承諾等を得たときは、関係書類を保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提示しなければならない。
5. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、請負者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
6. 受注者は、事業の実施に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
7. 受注者は、地元関係者等から事業に関して苦情があり、請負者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
8. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と事業上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。請負者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
9. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1－1－30 測量

1. 受注者は、事業着手に先立ち測量を実施し、用地境界等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員の指示を受けなければならない。なお、基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、施業に必要な境界線の引照点等を設置し、事業期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督員に報告し、ただちに引照点等を復元しなければならない。
3. 受注者は、重要な測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地境界杭等が現存しない場合は、監督員に報告し指示に従わなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
4. 受注者は、施業に当たり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

1－1－31 不可抗力による損害

1. 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに災害通知書により監督員に報告するものとする。
2. 契約書第29条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。
 - ① 24時間雨量(任意の連続24時間における雨量をいう。)が80mm 以上
 - ② 1時間雨量(任意の60分における雨量をいう。)が20mm 以上
 - ③ 連続雨量(任意の72時間における雨量をいう。)が150mm 以上
 - ④ その他設計図書で定めた基準

(2) 強風に起因する場合

最大風速(10分間の平均風速で最大のもの)が15m/秒以上あった場合

(3) 地震、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3. 契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものとは、**「1－1－21 事業の安全確保」**及び契約書第26条に規定する災害防止措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施業不良等請負者の責によるとされるものをいう。

1－1－32 特許権等

1. 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、事業の遂行により発明または考案したときは、書面により監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
3. 受注者が、引渡しを受けた契約の目的物が「著作権法」(昭和45年法律第48号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1－1－33 保険の付保及び事故の補償

1. 受注者は、「雇用保険法」、「労働者災害補償保険法」、「健康保険法」及び「厚生年金保険法」の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
3. 受注者は、退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書(発注者用)を事業着手前に、発注者に提出しなければならない。

1－1－34 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。
2. 監督員は、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象(以下「天災等」という。)に伴ない、事業目的物の品質・出来形の確保及び事業期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1－1－35 提出書類

1. 受注者は、提出書類を請負契約関係の書式等に基づいて、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。
2. 契約書第9条第2項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求

書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

1－1－36 創意工夫

受注者は、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目または、地域社会への貢献として評価出来る項目について、完成時までに創意工夫・地域貢献 実施状況報告書(様式第6号)により、監督員へ提出する事が出来る。

第2章 材 料

第1節 事業用材料

2-1-1 規格及び品質の検査

1. 受注者は、現場搬入した材料について、監督員の検査(確認を含む。)を受けるものとする。なお、不合格となった材料はすみやかに現場から搬出しなければならない。
2. 受注者は、使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任において整備、保管し、監督員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
3. 契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。
4. 受注者は、設計図書において見本または、品質を証明する資料を監督員に提出しなければならない材料については、これを提出しなければならない。
5. 受注者は、材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、材質の変質によりの使用が、不相当と監督員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再確認を受けなければならない。

2-1-2 苗木(山行苗木・肥料木)

1. 受注者は、使用する苗木の選定にあたっては、所定の規格を持ち、枝条根茎ともに発育が良く、組織が充実しているもので病虫害や外傷のない苗を選定しなければならない。マツ類及び広葉樹にあつては、頂芽が充実したものでなければならない。
また、スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ及びカラマツについては、「群馬県林業種苗法施行細則」第10条に定める確認苗木でなければならない。

2-1-3 土壌等

1. 客土用の土壌は、砂礫の混入しない比較的肥沃なもので、それぞれの用途に適合するものでなければならない。

2-1-4 肥料等

1. 肥料は、「肥料取締法」(昭和25年法律第127号)に定められたもので、その含有すべき有効成分の最小限が、所定量以上のものでなければならない。
2. 草木灰は、土砂、ごみ、炭片等を含まないものでなければならない。
3. 堆肥は、完熟したものでなければならない。
4. 消石灰は、JIS規格に適合したものでなければならない。
5. 土壌改良剤は、定められた品質又は成分を満たすもので、不純物混入、変質のないものでなければならない。
6. 受注者は、肥料、草木灰、堆肥、消石灰、土壌改良剤等は、名称、製造者名、保証成分量が明示してあるものでなければ使用してはならない。
7. 受注者は、肥料等を貯蔵する場合は、直射日光、雨水を避け防湿箇所に保管し、変質したものは使用してはならない。

2-1-5 その他の材料

1. チェーンソーオイルについては生分解性オイルを使用すること。
2. その他の材料の、種類、寸法、形状、品質等は、設計図書によるものとする。

第3章 施業種別施業管理

第1節 地拵え

3-1-1 刈払い及び伐倒

1. 受注者は、地拵え施業前に監督員による現地の確認を受けなければならない。
2. 地拵えの方法は原則として全面地拵え(全刈り法)とし、受注者は監督員が残存させるものとして指示した立木(幼齢木も含む)を除いた全てを、できるだけ地際から丁寧に刈り払い、伐倒しなければならない。

3-1-2 巻たて及び整理

1. 受注者は、刈り払った雑草・かん木、伐倒木等(以下「枝条」という。)の整理にあたっては、設計図書または監督員が指示するほかは、原則として山腹の傾斜が、15度程度以上の林地については、枝条筋置方式(枝条を等高線上に一定間隔で列状に棚積みする方法)、15度程度未満の林地については枝条存置方式(枝条を林地全面に散布する方法)とし、植栽に支障を及ぼさない程度までに整理を行わなければならない。
2. 受注者は、地形等の条件から前項の方法が困難な場合には、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
3. 受注者は、火入れを行ってはならない。

第2節 植 栽

3-2-1 地拵えの確認

1. 受注者は、地拵えと同一契約で行う植栽にあつては、地拵え完了後、監督員に報告し、確認を受けた後でなければ植付けしてはならない。

3-2-2 苗木の運搬及び仮植

1. 受注者は、苗木が運搬中に損傷しないよう根を、こも又はむしろ等で包むとともに、乾燥しないようシート等で苗木全体を覆い運搬しなければならない。
2. 受注者は、苗木を乾燥または、根に強い光や風を当てないように、常に注意しなければならない。
3. 受注者は、苗木の運搬方法及び期日、着荷場所等について出荷者と連絡を密にし、着荷しだい梱包を解き、ただちに仮植しなければならない。
4. 受注者は、苗木の仮植にあたっては、日陰、適湿の土地であつて、雨水の停滞しない箇所を選定し、事前に耕耘しておかななければならない。
5. 受注者は、仮植のための溝は、列状に掘り、その深さは苗木の根系の2/3程度としなければならない。
6. 受注者は、仮植にあたっては、苗木の穂先を南方に向け20度～30度の角度で伏せ、一本並べ(間隔3cm程度)で根が重ならないようにして並べ、幹の1/3～1/4を覆土し、根が

よく土に密着するよう踏みつけた後再び軽く覆土を行い、乾燥を防ぐため日中は必ずこも又はむしろ等で覆い、苗木を風や日に直接さらさないようにしなければならない。

また、仮植地周辺の排水、苗木の乾燥には特に注意して管理しなければならない。

3-2-3 植 栽

1. 受注者は、植栽する苗木について着荷後植栽までの間に苗木の規格及び品質について監督員による検査を受けなければならない。
2. 受注者は、苗木を携行するときは根を露出させないように必ず苗木袋を使用する等適切な処置を講じなければならない。
3. 受注者は、植穴については径及び深さをそれぞれ 30cm 程度に掘り耕耘し、石礫及び根株等の有害物を除去しなければならない。ただし、地形、土質条件により所定の植穴が掘れない場合は、監督員と協議しなければならない。
4. 受注者は、植付けについて設計図書または監督員の指示する場合を除き、やや深めに根を自然な状態のまま広げて植穴中央に立て、苗木を揺り動かしながら手で覆土し、苗木を少し引き上げ加減にして周囲を踏み固め、そのあとがくぼみにならないよういくぶん高めに行うものとする。なお、深植、浅植にならないようにしなければならない。
5. 受注者は、日光の直射が強い日及び強風の際は、なるべく植付けを避けるものとし、やむを得ず植付ける場合は、苗木、植穴、覆土等の乾燥に十分注意しなければならない。
6. 受注者は、気象条件により乾燥が続き、植付け後の活着が危ぶまれるときは作業を中止し、監督員に報告しなければならない。

3-2-4 施 肥

1. 受注者は、植栽時に基肥を施肥する場合は、設計図書または監督員の指示する場合を除き、肥料が直接植栽木の根に接触しないように留意し、均等に根から吸収されるように散布し、施肥しなければならない。
2. 受注者は、堆肥を基肥とする場合は、肥料を植穴最下部に均等に入れ 5～10cm 程度覆土してから苗木を植栽し、更に周囲に残っている土を盛り上げ、再び踏み固めなければならない。
3. 受注者は、化学肥料を基肥とする場合は、苗木をある程度埋め戻した後に、肥料を根張り（又は枝張り）の外側に点状又は半月状、輪状に苗木に肥料が直接触れないように施し、更に周囲に残っている土を肥料の深さが3～10cm になるよう盛り上げ、再び踏み固めなければならない。
4. 受注者は、地表に肥料を施す場合は、苗木に対して斜面上部の根張り外縁部に点状又は半円状、輪状に苗木に直接触れないように施し、軽く覆土するものとする。
5. 受注者は、配合肥料（粒状肥料を含む）を施肥する場合は、苗木1本当たりの施肥量分の内容量の升等を使用しなければならない。

3-2-5 追 肥

1. 苗木1本当たりの施肥量は、監督員の指示によるものとする。
2. 受注者は、追肥については根張りの外側に点状または輪状に深さ 3～10cm の溝を掘り、その中に肥料を散布し、覆土しなければならない。
3. 受注者は、損傷木及び衰弱木等で成木の見込みがないものについては、施肥を除外しなければならない。

3-2-6 補 植

補植は、「1-2-3 植 栽」に準じて行うものとする。

3-2-7 枯補償

1. 受注者は、完了引渡し後1年以内に枯死又は著しく発育不良もしくは樹形不良のものが合わせて10%以上あるときは、自らの負担において全ての枯死又は著しい不良木を植替えなければならない。ただし、枯死又は発育不良等の原因が特別の天然現象、病虫獣害等によることが明らかであり、受注者の責に帰さない場合はこの限りではない。

枯死又は著しく発育不良もしくは樹形不良の判定は、検査員又は監督員と受注者が立会のうえ行うものとする。

2. 受注者は、植替えにあたって、その時期について検査員又は監督員と協議するものとするが、枯損等を確認した後1年以内に完了しなければならない。

第3節 保 育

3-3-1 下 刈

1. 受注者は、下刈りの方法は設計図書で定めた方法で行い、笹、雑草、かん木及びつる類等、植栽木の成育に支障となる地被物をできるだけ地際より、丁寧に刈り払わなければならない。
2. 受注者は、刈り払い物が植栽木を覆わないよう、植栽木の列間に存置しなければならない。
3. 受注者は、下刈作業中に植栽木を損傷しないよう注意し、特に植栽木の周囲の刈り払いは、植栽木の根元に下刈鎌、下刈機の刃部が触れないよう植栽木の外側方向に刈り払わなければならない。
4. 受注者は、笹、雑草等の繁茂が著しい箇所では、先に植栽木の周囲を刈り払い植栽木の位置を確かめてから、その他の部分の刈り払いを行わなければならない。
5. 受注者は、倒れ植栽木があったときは、根踏のうえ、添木で起こさなければならない。
6. 実施箇所の施業順序は、監督員の指示によるものとし、雑草木の成長の旺盛な箇所及び若年の植栽地等を優先するものとする。

3-3-2 寒伏せ、寒起し

1. 受注者は、寒伏せを行う場合は、作業区域内の地形を十分認識し、植栽木を等高線と直角方向に斜面上部に向けて伏せ込まなければならない。
2. 受注者は、根際部を損傷しないよう伏せ込まなければならない。
3. 受注者は、伏せ込みの際、大きい土塊は砕き、植栽木が跳ね返らぬよう覆土しなければならない。
4. 受注者は、寒起しを行う場合は、植栽木を引張らず静かに土を払いのけて起こさなければならない。
5. 受注者は、掘起した土を、できるだけ植栽木の近くに置くとともに、植栽木がまっすぐ回復するよう十分踏みつけなければならない。

3-3-3 雪起し

1. 雪起しは、融雪後速やかに実施するものとする。
2. 受注者は、雪起しを行う場合は、樹幹を損傷しないよう注意しながら、若干強めに起こす

ものとする。

3. 受注者は、根の部分が緩んでいるものについては、十分踏みかためなければならない。
4. 受注者は、引起しに使用したひも等は、必要に応じ、降雪前に解いておかなければならない。

3-3-4 つる切

受注者は、植栽木及び残存天然木に巻きついたつる類は、根元から切断し対象木を損傷しないよう注意し、除去しなければならない。

3-3-5 獣害防止

1. ツリープロテクターの設置

- (1) 受注者は、苗木を損傷しないよう注意しツリープロテクターを取り付けるものとする。
- (2) 受注者は、ツリープロテクターを苗木に取り付ける場合は、植穴の中心から水平距離でツリープロテクターの長径の2分の1程度斜面の上部に、支柱を抜け又は揺れの生じないように垂直に打ち込んでから、苗木を植え付けるものとする。
- (3) 受注者は、タイラップ、縄等をツリープロテクターの上下2ヶ所に結わえた後、ツリープロテクターを苗木にかぶせ、ツリープロテクターの下部から空気が入らないように3～5cm程度土中に差し込み又は土盛りを行い、タイラップ、縄等で支柱とチューブをしっかりと固定するものとする。

2. 忌避材添付及び散布

- (1) 受注者は、設計図書または監督員の指示する種類及び量の薬剤並びに方法により、獣害の原因動物並びに使用する薬剤の特徴をよく理解し、効果的に獣害を防止するものとする。
- (2) 受注者は、対象林分周辺の環境に十分配慮し、水源等では無毒性のものを使用するとともに、薬剤の散布においては風向等の気象条件に、十分注意しなければならない。

3. 防護柵の設置

- (1) 受注者は、設計図書に基づき、防護柵を設置しなければならない。
- (2) 受注者は、設置作業をする前に測量等を実施し、支柱の等の設置箇所について監督員と協議し、設置箇所の障害物を取り除かなければならない。
- (3) 受注者は、防護柵(ネット)を設置するときは、支柱などの杭が、獣害動物などの衝突により容易に抜けないよう強固に打ち込むものとする。
- (4) 防護柵(ネット)は、獣害動物などに食い破られることのない素材を選定し効果的に植栽木を保護するものでなければならない。
- (5) 防護柵(ネット)は、獣害動物などが、上部または裾部から侵入することのないように固定するものとする。

3-3-6 伐倒木(残存木)の選木

受注者は、伐倒木(残存木)の選木については、実施箇所毎に設計書で指示した内容に応じて、次により実施しなければならない。

- (1) 伐採の目的に応じ、地区内の地形、現存する樹種、胸高直径、樹高及び陽光量等を考慮して選木する。
- (2) 選木したときは、幹にテープを巻く等により目印をつけることとするが、残存木として選木した場合は、幹が目印により損傷しない方法で行なわなければならない。

(3)所定の選木が完了したときは、選木の適否について監督員の確認を受けなければならない。

3-3-7 伐倒

1. 受注者は、伐倒にあたっては、残存木を損傷しないよう十分注意しなければならない。

2. 受注者は、伐倒にあたっては、できるだけ地際近くから伐採しなければならない。

ただし、これにより難い場合は監督員の承認を得て、作業員の腰高程度までの範囲内で切高を変更することができるものとする。

なお、その高さは監督員が認めた高さまでとする。

3. 受注者は、伐倒木を、かかり木のまま放置することなく地面に引き落としてから次の作業を行わなければならない。

4. 受注者は、伐倒木を、地面から浮きがない程度に切断及び枝を払い、斜滑落により被害を生じないように存置するものとする。

ただし、設計書で指示のある場合には、指示に従い伐倒木の枝払い、玉切り等を行い、支障とならない箇所に集積するものとする。

なお、いずれの方法についても、伐倒木が強い降雨などにより下流部に流出することのないように、十分配慮しなければならない。

5. 受注者は、つるに巻かれ宙吊りになった伐倒木については、適切な方法で処理をすることとするが、処理により残存木に傷害を与える恐れのある場合にはそのままとするが、危険を防止するために目印を付け又は元を立木に結束するようにしなければならない。

3-3-8 除伐

1. 除伐は、成長不良木、不整形木及び残存木の生長に支障となる立木等を伐倒するものとする。

2. 受注者は、選木並びに伐倒については、「1-3-6 選木」「1-3-7 伐倒」に準じて行うこととする。

3-3-9 本数調整伐

1. 本数調整伐は、残存木の生長又は一斉林や単層林等を複層林へ誘導・造成することを目的として立木密度を調整するために立木を伐倒するものとする。

2. 受注者は、選木並びに伐倒にあたっては、「1-3-6 選木」「1-3-7 伐倒」に準じて行うこととする。

3. 選木に先立ち、設計書に記載された対象林分の成立本数および目標林型(密度管理に基づく残存立木密度等)について対象林分の現況と照合を行い、その結果について監督員と協議する。

3-3-10 受光伐

1. 受光伐は、複層林の下層木等の照度管理のために支障となる立木を伐倒するものとする。

2. 受注者は、選木並びに伐倒にあたっては、「1-3-6 選木」「1-3-7 伐倒」に準じて行うこととする。

3-3-11 枝落し

1. 受注者は、枝落としにあたっては、枝隆のあるものは、枝隆の中央部をまっすぐにかつ平滑に切り落とし、枝隆のないものは、できるだけ樹幹に接した位置で樹幹に、平行にかつ平滑になるよう切断しなければならない。

2. 受注者は、枝落としにあたっては、切断枝の下側には受け口を作り、下側の幹皮をむかないようにしなければならない。
3. 受注者は、林縁木の枝落としにあたっては、外側の枝落としを行わずに片枝木としなければならない。
4. 受注者は、設計書で指定された場合を除き、枝落としの時期は林木の成長休止期をとすること。

第4節 柵工及び筋工

3-4-1 共 通

1. 受注者は、柵工及び筋工に用いる杭は、所定の品質規格を有するものを使用しなければならない。
2. 受注者は、杭は、階段を切付け面、山腹斜面とも垂直に打ち込まなければならない。
3. 受注者は、杭の打ち込み深さは設計図書で指示されたとおりとすること。
4. 受注者は、上端の帯梢、背板又は丸太が抜けないように鉄線、釘又はカスガイで杭に固定しなければならない。
5. 受注者は、杭及び背丸太に現地発生材を使用する場合で、規格寸法の材料が揃わない場合は監督員と協議すること。
6. 受注者は、山腹斜面に階段を切りつける場合は、階段間隔、階段幅及び切取り法等は、設計図書に明示してあるもののほか次の各号によるものとする。
 - (1) 受注者は、法切土砂堆積部分の階段切付けは、土砂をなるべく降雨にさらし、安定した後に行わなければならない。
 - (2) 受注者は、階段面は後下がり勾配とし、切取り法をおよそ3分として切付けなければならない。
7. 受注者は、設計図書又は監督員の指示のある場合は、ヤナギ、ウツギ等の挿木や萱及び雑草株の植付けを行うものとする。

3-4-2 編 柵 工

1. 受注者は、編柵工の施工にあたっては、帯梢は間隙のないように編み上げ埋土し踏み固めて仕上げなければならない。
2. 受注者は、編柵工の上端の帯梢2本は、抜けないように十分振じりながら施工しなければならない。

3-4-3 木柵及び丸太柵工

受注者は、木柵及び丸太柵工の施工にあたっては、背板又は丸太を間隙のないように並べ埋土し踏み固めて仕上げなければならない。

3-4-4 丸太筋工

1. 受注者は、丸太筋工の施工にあたっては、丸太を元口、末口を交互に積み重ね、その背後に埋土し踏み固めて仕上げなければならない。
2. 受注者は、背丸太が抜けないように釘、カスガイ又は鉄線で杭に固定しなければならない。

第5節 作業道及び歩道

3－5－1 共 通

1. 受注者は、施工に先立ち、作業に支障となる範囲内の笹、雑草、かん木等を刈払い、横断方向路面は水平に整地し、根株は歩行の支障とならない程度に除去しなければならない。
2. 受注者は、凹地形、又は滞水の恐れのある箇所については、必要に応じ排水溝を設けなければならない。
3. 切取残土が生じた場合には、請負者は崩落、流出等のないよう処理しなければならない。

第4章 単独公共事業の森林整備

第1節 施業種別施業管理

4-1-1 除 伐

1. 除伐は林木の健全な成長を阻害するか、または阻害することが予想される胸高直径6cm以上の被圧木、成長不良木、不整形木、枯損木等(以下「対象木」)の伐倒を行う。
2. 伐倒に当たっては、他の立木に損傷を与えないように注意し、対象木を地際(切口高30cm以下)から伐倒すること。

なお、急傾斜地でやむをえず伐根を伐倒木の流出防止に利用する場合は、切口高を地面から50cm以下とする。また、立木を利用する場合には、立木への損傷に注意すること。

3. 伐倒木は、早期に腐食させるため、幹が地面と接地するよう枝払い及び、玉切りを行い散在させること。なお、散在にあたっては流亡に注意すること。

4-1-2 刈払い

1. 刈払いは、笹、雑草、及び胸高直径4cm以下の不要なかん木、枯損木(以下「刈払い物」)を地際から刈り払うものとし、立木に損傷を与えないように実施すること。また、幹に巻き付いているつる類についても地際から切断し、立木に損傷を与えないように除去すること。

なお、刈払高は地面から10cm以下とする。

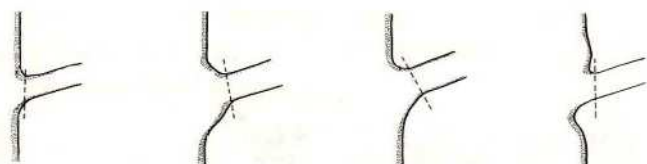
2. 刈払い物は立木を覆わないように注意し周辺に散在させること。

4-1-3 枝切り

1. 枝切り位置

枝隆のあるものは、枝隆の上部を切り落とし、枝隆のないものは、できるだけ幹に接して切り落とすこと。

枝切り位置



2. 切り落としに当たっては、幹の皮をむかないように注意すること。

4-1-4 マツクイムシ駆除

1. くん蒸処理

(1) マツクイムシの被害木(以下「被害木」)処理にあたってはマツノマダラカミキリが、直径3cm程度の枝条にも産卵することが確認されているので直径2cm以上の枝条等について処理の対象とする。

(2) 被害木のくん蒸処理は玉切りしたあと、枝条の上に丸太をのせ、1箇所1~2m³に集積したうえ「くん蒸用生分解性プラスチックシート」で密封してくん蒸する。

(3) 使用薬剤は、「林業用マツクイムシくん蒸剤」とし、1m³当たり0.5~1リットルを散布する。くん蒸期間は14日以上とし、使用上の注意事項を遵守する。

(4) くん蒸効果を高めるため、出来るだけ日陰の場所を避けるとともに、くん蒸中のシート

が破損しないよう、集積方法、破損防止等必要な措置を講ずるものとする。
(5) 材積については、立木幹材積を管理するものとする。

2. 破砕

被害木の破砕は破砕後の木片の厚さが6mm(木材チップパーにより破砕する場合にあっては15mm)以下となるように破砕を行うこと。

4-1-5 ゴミ収集

ゴミ収集は林内の一般投棄物の収集を行うこととし、ゴミ回収車が引き取り安い場所及び、周囲に危険を及ぼさない場所に集積すること。

収集方法については、各市町村の分別方法によること。

4-1-6 除地

施行地内において施工不可能な一箇所の面積が0.01ha以上であるものは除地とする。

付 則

1. 平成19年10月 1日制定
2. 平成20年3月26日一部改正、平成20年4月1日から適用する。
3. 平成21年3月23日一部改正、平成21年4月1日から適用する。
4. 平成22年9月27日一部改正、平成22年10月1日から適用する。
5. 平成23年3月25日一部改正、平成23年4月1日から適用する。
6. 平成31年4月 1日一部改正、平成31年4月1日から適用する。
7. 令和 2年4月 1日一部改正、令和 2年4月1日から適用する。
8. 令和 3年4月 1日一部改正、令和 3年4月1日から適用する。
9. 令和 4年5月 1日一部改正、令和 4年5月1日から適用する。
10. 令和 5年4月 1日一部改正、令和 5年4月1日から適用する。
11. 令和 7年1月 1日一部改正、令和 7年1月1日から適用する。
12. 令和 7年4月 1日一部改正、令和 7年4月1日から適用する。

表 1-1-6 (第1章 1-1-6 関係)

森 林 整 備 事 業 標 準 確 認 項 目 表

各 施 業 種 共 通 事 項			
No.	項 目	確 認 及 び 注 意 事 項	段階確認事項
1	測 標	1 施業実施区域等について、着手前に設計図書との照査を行うこと。 2 施業によって取除かれる測点(杭)等について適切に復元できるかどうか確認すること。	
2	標準地	1 既設の標準地について施業後復元できることが確かかどうか確認すること。 2 新たに設置する標準地について照査し、外周測点との位置づけを確認をすること。	新たな標準地の設定
3	外部から明視できない部分	使用材料の品質規格、数量及び植穴の寸法等完成後に外部から明視できない部分について、施業の過程で確認し、写真等で保存整理させること。	監督員が指定する事項
各 施 業 種 別 事 項			
No.	項 目	確 認 及 び 注 意 事 項	段階確認事項
1	地 拵	1 地拵え前に現地の状況、残存木がある場合は選木について設計図書のとおり行っているか確認すること。 2 地拵え完了状況について、植栽作業の安全及び植栽木の生育、また周辺の林地等に支障がない状況を確認すること。	地拵え完了
2	植栽	1 苗木取扱いの状況 2 植付の時期及び方法 3 植栽完了時に設計図書のとおり植栽が行われているか確認する	植栽前(地拵え完了) 納入苗木の品質・規格
3	下刈	1 刈払い状況 2 誤伐の管理及び本数	
4	寒伏・寒起し	標準地による作業対象本数の確認	
5	雪起し	標準地による作業対象本数の確認	
6	つる切り	標準地による作業対象本数の確認	
7	獣害防止 (ソリプロテクター)	作業対象本数の確認 面積設計の場合は一律管理 本数設計の場合は全本数確認	
8	獣害防止 (忌避材散布・塗布、ポリネット被覆・取り外し)	標準地による作業対象本数の確認	
9	獣害防止 (防護柵)	設置位置の確認	

表 1-1-6 (第1章 1-1-6 関係)

森林整備事業標準確認項目表

各 施 業 種 別 事 項			
No.	項 目	確 認 及 び 注 意 事 項	段階確認事項
10	除伐	作業対象本数の全本数確認	選木完了
11	本数調整伐 受光伐 整理伐等	1 施業地の全立木本数 2 選木状況 伐倒後の処理状況 3 作業対象本数の確認 面積設計の場合は一律管理 本数設計の場合は全本数確認	選木前 選木完了
12	枝落し	枝落し時期、切断状況 作業対象本数の全本数確認 枝落しの高さ確認	
13	松くい虫被害木の 燻蒸処理	作業対象本数の全本数確認 作業対象木の総幹材積の確認	
14	柵工 筋工	1 施工単位毎に延長と高さの確認 構造・規格について仕様図と照査	
15	作業歩道	1 「設計基準」上の適応状況 2 一般通行者の通行制限処置 3 原形復旧等残整理状況 4 1施工単位毎に延長と幅員の確認 5 構造・規格について設計図書と照査	線形設定後施工前
16	作業道	1 「設計基準」上の適応状況 2 一般通行者の通行制限処置 3 原形復旧等残整理状況 4 1施工単位毎に延長と幅員の確認 5 構造・規格について設計図書と照査	線形設定後施工前
17	仮設その他	1 適切な安全施設対策等の措置状況（労働安全衛生 規則等の順応状況） 2 事業実施中の一般通行車輛等の規制状況	

表 1-1-26 (第1章 1-1-26 関係)

車 両 制 限 令 (一 般 的 制 限 値)

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5 m
長 さ	12.5 m
高 さ	3.8 m
重量総重量	20.0 t (但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t)
軸 重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t)、1.8m以上の場合は20t
輪荷重	5.0 t
最小回転半径	12.0 m

別記様式第1号（規格A4）（第1編1-1-1-2関係）

工事打合せ簿

[illegible]

所長	次長	係長	監督員

現 場 代理人	主 任 技術者

段 階 確 認 書
施 業 予 定 表

年月日：

下記のとおり施業段階の予定時期を報告します。

事業名 ○○○○○○○○○○事業

受注者名：

現場代理人名等：

種 別	細 別	確認時期項目	施業予定時期	記 事

年月日：

通 知 書

下記種別について、段階確認を行う予定であるので、通知します。

確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等

年月日：

確 認 書

上記について段階確認を実施し確認した

監督員名

月度 安全訓練の実施状況報告書									
(監督員)						年	月	様日	供覧
事業名					事業場所				
受注者名					現場代理人				印
実施年月日 年 月 日 () 時 分から 時 分 (時間 分)									
実施内容									
参加者名									
(参加者の自筆サイン)									
準備資料等 (プリントやビデオ等の名前 など)									
訓練内容 (具体的に・・・説明者、実施場所、等)									
現況写真									
(遠景、近景を一組として・・・。)									

様式第4号（規格A4）（第1章1-1-24関係）

事 故 速 報 （第 報）																																							
情報の通知者名		(受注者、第三者名等)																																					
年 月 日 時 分受信 <table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																																							
発信者						受信者																																	
事故発生場所		年 月 日 () 時 分				天候(温度)																																	
事故発生場所																																							
事業名		○○○○○○○○○○○○○○事業																																					
期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで				契約区分																																	
受注者名																																							
事 故 の 内 訳	氏 名	年 齢	性 別	職 種	被害の程度	備 考(病院名等)																																	
事 故 の 概 要	※事故の原因、経緯、種類（「墜落・転落」「飛来・落下」「切れ・こすれ」等） 事故レベル（「Ⅰ軽微な事故」「Ⅱ重度の事故」「Ⅲ死亡等重大な事故」等）																																						
備 考	※関係機関（労働基準監督署、警察等）対応状況 ・被害者の装、自然環境の状況（河川水位等） ・下請負人等の商号又は名称 ・物的被害の場合は、規模被害額等 ・労働基準監督署・警察署への届・通報年月日、検証取調べ等の内容 ・再発防止策 ・連絡先等																																						

※①事故現場の平面図及び簡単な状況図を添付する。

②工事事故発生確認後、直ちに電話により担当部署に連絡する。また状況を把握でき次第早急にメールまたはFAXで担当部署に本様式により報告を行うものとし、更に詳細な状況が把握された段階で逐次報告するものとする。

年 月 日

道路安全標識設置報告書

監督員

様

受注者氏名
印

次の森林整備事業について、群馬県森林整備事業の安全管理に関する仕様書第7条に係る安全標識を下記のとおり設置いたしましたので届出いたします。

事業名

事業場所

事業期間

※設置状況配置図及び状況写真等を添付すること

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名	〇〇〇〇〇〇〇〇事業	受注者名	
項 目	評価項目	実施内容	
☐ 創意工夫 自ら立案した創意工夫や技術力	☐ 施工	・ 施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・ 施工方法の工夫、施工環境の改善 ・ 仮設備計画の工夫 ・ 施工管理の工夫 ・ ICT（情報通信技術）の活用 等	
	☐ 新技術活用	NETIS 登録技術のうち ・ 試行技術の活用 ・ 「少実績優良技術」の活用 ・ 「小実績優良技術」を除く「有用とされる技術」の活用 ・ 試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術の活用	
	☐ 品質	・ 品質向上の工夫 ・ 材料等の工夫 ・ 作業等の工夫 等	
	☐ 安全衛生	・ 安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・ 仮設備の工夫 ・ 交通事故の防止の工夫 ・ 環境保全の工夫 等	
☐ 社会性等 地域社会や住民 に対する貢献	☐ 地域への貢献等	・ 周辺環境への配慮 ・ 現場環境の周辺地域との調和 ・ 地域住民とのコミュニケーション ・ 災害時など地域への支援・行政などによる救助活用への協力 等	

様式第 6 号の 2（第 1 章 1－1－3 6 関係）

創意工夫・社会性等に関する実施状況

事業名	○○○○○○○○事業		
項目		評価内容	
提案内容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別案とする